

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

経 企 第 002 号

2021 年 7 月 30 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町15番1号

北陸電力送配電株式会社

代表取締役社長 水野 弘一

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 紙)

別表第 1 10. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[別表第 1 10. 関係【様式第 1 第 7 表】]

1. 別表第 1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 10. に規定する基準
10. 供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備(電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。)に係る投資額(当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。)について、様式第 1 第 7 表により特定設備投資額明細表を整理すること。
2. 設定した基準
東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。
3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由
東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会／地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。